

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和 7 年 9 月 1 0 日

阿 蘇 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無			
○				阿蘇市 阿蘇地域	無	R7 年度 ～ R11 年度	阿蘇多面的組織	長寿命化整備 計画の変更